

委託訓練契約書（職場見学等推進費対象コース）

委託者高知県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、委託訓練業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書及び別表等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（委託業務の内容等）

第2条 委託業務の内容等は次のとおりとする。

訓練コース名	
履行期間	

- 2 乙は、前項に掲げる委託業務を履行期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、この契約書及び別表並びに委託訓練実施要綱に従って、委託業務を履行しなければならない。

（委託料）

- 第3条 訓練実施経費は、訓練生1人当たりの月額単価 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）に、支払対象月を乗じて得た額を支払うものとする。
- 2 基準訓練時間は別表のとおりとする。
- 3 訓練生が、中途退校した場合、又は委託契約を解除した場合は、委託料の額を1月毎に算定し、当該支払対象月について、訓練が行われた日（以下「訓練日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練時間」という。）が96時間以上である時は月額単価とし、訓練日数が16日以上又は訓練時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他乙が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、委託料を支払うものとする。
- 4 訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日まで（中途退校者が発生した月については、中退日まで）の区切られた期間毎において、あらかじめ定められた訓練時間の80パーセントに相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とする。
- ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（訓練生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の80パーセントに相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。
- 5 第3項の規定による委託料の予定額は、別表のとおりとする。

(別表等に関する通知義務)

第4条 乙は、別表等によることができないとき又は別表等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金 円を、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

【※契約保証金を免除する場合は次のように改めること。】

ア 第5条を次のように改めること。なお、○には、該当条項を記入すること。

第5条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条第○号の規定により免除する。

イ 第25条第4項を削除すること。

ウ 第25条の2第2項及び第25条の3第2項中の文中「から第4項まで」を削除し、「及び第3項」に改めること。

エ 第30条第4項を削除し、第5項を第4項とすること。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第24条、第30条、第30条の2及び第30条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。この場合においては、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。再委託の内容

を変更しようとするときも同様とする。

- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

（法令上の責任）

第8条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第9条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第25条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（個人情報等の保護）

第10条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（特許権等の使用）

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（グリーン購入等）

第12条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（別表等と業務内容が一致しない場合の是正の義務）

第13条 乙は、委託業務の内容が別表等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

（委託業務に従事する者に対する措置請求）

第14条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第15条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託訓練及び就職支援の実施状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

2 乙は、委託業務に係る関係書類を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第17条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による契約期間の延長)

第18条 乙は、その責めに帰することができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間の短縮)

第19条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第20条 委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第20条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(報告書の提出及び検査)

第21条 乙は、各年度の訓練を完了し、又は契約を解除されたときは、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに委託訓練報告書（第1号様式）及び職場見学等実施報告書（別紙18-1及び別紙18-2並びに別紙18-3）等を甲に提出しなければならない。

2 乙は、就職状況の把握を完了したときは、訓練終了日の翌日から起算して100日以内に就職状況報告一覧（別紙1-2）等を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の書類を受理した日から10日以内に別表等に定める内容に基づき委託業

務の完了を確認し、検査を行わなければならない。

- 4 甲は、第2項の書類を受理した日から速やかに検査を行い、別表等に基づき就職支援経費の就職率を確定し、乙に通知するものとする。
- 5 第3項及び第4項の検査の結果、実施した業務の内容が別表等に適合しない場合において、業務について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。

(委託料の支払)

第22条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求書（第2号様式）を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 別表に定める訓練実施期間が3月を超える場合、乙は、委託訓練を行うため甲が必要であると認めるときは、当該委託訓練の3月経過ごとに、完了した3月分の委託料を請求することができるものとする。
- 4 別表に定める訓練実施期間が3月以下の場合は、すべて精算払とする。
- 5 債務負担行為を活用した複数年度契約の場合は、別表の6に記載された各年度の限度額の範囲内において、年度毎に要した委託料について請求するものとする。その場合、初年度分に要した経費に関しては、算定基礎月が年度内に終了している部分についてのみ、当該年度末をもって請求する必要がある。

(就職支援経費の支払)

第22条の2 乙は、第21条第4項の通知を受け、別表の9に定める計算方法に基づき算定した結果、就職支援経費の減額がないとき又は減額が一部であるときは、就職支援経費を甲に対し請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求書（任意様式）を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 訓練生が中途退校等した場合の就職支援経費の算定に当たっては、第3条第3項の取扱いを準用する。
- 4 第3条第4項の規定により、委託料が支払対象月の該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第23条 乙が履行期限内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第29条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 前項の延滞違約金の額は、委託料から出来高部分に相応する委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、別表等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定は、第29条の規定による損害賠償の請求並びに第25条、第25条の2及び第25条の3の規定による解除権の行使を妨げない。

6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1） 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（2） 履行期限内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。

（3） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

（4） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。

（5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

（6） この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

（7） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の支払総額（契約期間中にあっては、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員

であった者も含む。)は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

- 4 第2項の場合において、甲は、第5条の規定による契約保証金を、違約金に充当することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第25条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第9条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第25条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれに含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第30条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第25条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（甲によるその他の解除権）

- 第26条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第25条第1項、第25条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

- 第27条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第16条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

- 第28条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、

甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高に相応する委託料を支払うものとする。

（損害賠償）

- 第29条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。
- 2 甲は、第25条第1項又は第25条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第25条第2項に定める（第25条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

（談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定）

- 第30条 乙は、第25条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の支払総額（契約期間中にあっては、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- （1） 第25条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
- （2） 第25条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- 4 第3項の場合において、甲は、第5条の規定による契約保証金を、賠償金等に充当することができる。
- 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金）

第30条の2 乙は、第25条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

(1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第25条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第25条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第30条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第31条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第30条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第30条の2に規定する違約罰としての違約金に

あつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収する。ただし、計算した延滞利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第32条 第23条第2項及び第3項、第30条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第33条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第34条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委 託 者

契約担当者

印

受 託 者 所在地

名 称
職氏名

印

別 表

委託訓練委託事項

1 訓練コース名

2 訓練受講予定人員

3 訓練実施施設

4 訓練内容及び就職支援実施事項
別添「訓練計画表」のとおり

5 訓練実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 委託料は次のとおりとする。

(1) 訓練実施経費

訓練生一人当たり月額 円
(うち消費税額及び地方消費税額は 円)

(2) 総額予定額 円
(積算内訳)

月額単価 円 × 月 × 人 = 円

※委託料の算出方法の詳細は、第3条のとおり。

支払限度額 (※複数年度契約の場合に記載)

令和 年度

令和 年度

7 基準訓練時間は次のとおりとする。

時間

8 職業訓練の実施に伴う業務

- (1) 訓練生の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練の指導記録の作成
- (3) 受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- (4) 訓練生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (5) 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- (6) 訓練生の中途退校に係る事務処理
- (7) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- (8) 災害発生時の連絡
- (9) 訓練実施状況の把握及び報告
- (10) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- (11) その他、甲が必要と認める事項

9 就職支援経費

訓練生1人1月の単価 22,000円

(うち消費税及び地方消費税は2,000円。)

上記、就職支援経費の単価は、「委託訓練実施要綱」第1章第11(5)ハの就職支援経費就職率に応じて下記の規定に基づき、減額するものとする。支払額は訓練生数×対象月数(6月を超える訓練であっても終了月を含む直近6月のみ)×就職支援経費の単価によって計算される額を支給する。ただし、対象月のうち、委託料の支払対象月に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。

なお、消費税率について改正がある場合は、就職率確定時における消費税率を適用する。

就職支援経費就職率	支給額
就職率80%以上	減額なし
就職率60%以上80%未満	50%減額
就職率60%未満	支給なし

就職支援経費就職率＝「対象就職者」÷(訓練修了者数＋「対象就職者」のうち就職のための中途退者数)×100

※「対象就職者」・・・就職(中途退校就職を含む)又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の雇用期間の定めのある雇用契約により就職した人数及び自営を開始した人数をいう。4か月未満の定めのある雇用期間の雇用契約の更新により、雇用期間が通算して「4か月以上」となる場合は、「対象就職者」に該当しないため留意すること。

10 訓練修了生の就職状況の把握及び報告

把握のための調査及び報告については別記2「就職支援にかかる特記事項」によるものとする。

(就職状況の把握は訓練終了後3箇月以内とする。)

(報告期日) 令和 年 月 日

9に定める就職支援経費就職率の算定に当たり、就職状況が追跡困又は未回答となっている訓練修了者について、公共職業安定所の保有する情報により対象就職者であることの確認を希望する場合、乙が訓練生から回収した就職状況報告書の回収率が80%以上の場合かつ以下の①、②のいずれかに該当する場合に限り、甲を通じて公共職業安定所に照会することができる。

① 就職支援経費就職率が60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合

② 就職支援経費就職率が60%以上80%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる場合

照会を希望する場合は、以下の期日までに、就職状況の暫定的な把握結果を甲に報告し、この際、乙は確認を希望する訓練修了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

また、公共職業安定所の確認結果に関する甲からの回答を踏まえ、最終的な就職状況の把握結果を以下の期日までに再報告すること。

(暫定報告期日) 令和 年 月 日

(最終報告期日) 令和 年 月 日

11 職場見学等推進費

訓練生1人の単価 11,000円

(うち消費税及び地方消費税は1,000円。)

上記、職場見学等推進費の単価は、「委託訓練実施要綱」第17章第3(1)イの職場見学等推進費の単価に応じて下記の規定に基づき、減額するものとする。支払額は入校者数×職場見学等推進費の単価によって計算される額を支給する。

なお、消費税率について改正がある場合は、実施率確定時における消費税率を適用する。

職場見学等実施率	支給額
実施率80%以上	減額なし
実施率80%未満	支給なし

$$\text{職場見学等実施率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a：修了者

b：修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

c：中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者

d：修了者のうちやむを得ない理由（甲が認めるものに限る）により2か所以上又は6時間以上職場見学等に出席できなかった者

別添

訓練計画表

1 訓練内容

科 目		訓練の内容	時間
学			H
科			
実			
技			
総合計時間（ ）時間、学科（ ）時間、実技（ ）時間			

2 就職支援実施事項

（キャリア・コンサルティング、就職相談室の設置、就職支援担当者の配置、職業相談、求人企業等の開拓、求人情報の提供、職業紹介事業（許可を受けている場合）の実施 等）

別記 1

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

（1）再委託を行う業務の内容

- (2) 再委託の期間
 - (3) 再委託の相手方
 - (4) 再委託が必要である理由
 - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化处理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化处理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集

し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

- 第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

- 第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。
- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- 第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

- 第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

- 第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被を

を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別記 2

就職支援にかかる特記事項

(就職状況調査)

第1 乙は、委託訓練の修了者（就職による中退者を含む。）について就職状況調査を実施することとする。

(調査時期及び対象者)

第2 乙は、委託訓練終了後3月以内（訓練終了日の翌日から起算）の就職状況（就職による中退者の場合は、中退時の就職状況）について、修了者全員を対象に就職状況調査を行うこととする。

(調査方法等)

第3 乙は、次の各号に定めるところにより、訓練終了時において、訓練生への周知を図ることとする。

(1) 就職状況報告（別紙1-1）を訓練生に配布し、就職が決まり次第若しくは訓練終了後3月以内の就職状況について、乙へ郵送又は持参するように説明すること。

(2) 訓練終了後3月以内の就職状況について別紙1-1を返信した訓練生以外の者に対しては、乙が電話及び郵送により再度調査を実施する旨説明すること。

(3) 派遣業については、派遣登録を行った者でも調査日までに企業への派遣が行われていない者については、追跡調査の対象とすること。

2 乙は、次に定める方法により調査を行うこととする。

前項の規定により、訓練終了後3月以内の就職状況について回答のあった修了者について集計すること。

なお、失念している可能性もあるので、未回答者については必ず電話により聞き取り調査を実施すること。

3 乙は、就職状況報告一覧（別紙1-2）を作成すること。

(報告)

第4 乙は、委託訓練ごとに別紙1-2を訓練終了日の翌日から起算して100日以内に甲に報告すること。

なお、「日雇」及び「1か月未満」の雇用期間で就職した者は、就職率の算定の際に、就職者に含めないものとする。